

## インターンシップに関する覚書

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（以下「全宅連」という）と〇〇大学（以下「大学」という）は、人材育成の趣旨に基づき、大学の学生がインターンシップ（以下「本事業」という）に参加し、高い職業意識の確立や自身の適性にあった職業について考える機会を与えることなどを目指して、全宅連傘下の都道府県宅地建物取引業協会加盟の受け入れ会社で就業体験を行うことに関して、次のとおり合意した。

## 記

## （研修対象）

第1条 本事業は、大学に在籍する学生のうち不動産取引に関心を持ち、本事業の実施を希望する者を対象として行われるものである。

## （研修期間）

第2条 大学の夏季休暇中および春季休暇中の期間とする。

## （研修内容）

第3条 本事業は、全宅連傘下の都道府県宅地建物取引業協会加盟の受け入れ会社において行われるものである。研修の内容については、本事業の趣旨を踏まえ、実施期間等を考慮して通常の業務内容の中で受け入れ会社が調整する。

## （勤務形態及び勤務時間）

第4条 原則として、受け入れ会社の配属部署の社員と同様の勤務形態（シフト）及び勤務時間とする。

## （報酬等）

第5条 学習の場であるとの観点から、原則として無報酬とする。

## （服務規律等の遵守）

第6条 大学は、学生が研修中に際して受け入れ会社の指導・指示に従い、服務規律を遵守し、業務上知り得た会社の情報（お客様の個人情報を含む。）を他の第三者に漏洩することがないように指導する。

## （保険）

第7条 大学は、学生に対して傷害保険及び賠償責任保険に加入させることとし、万一事故が発生した際には補償することとし、その内容は次のとおりとする。

- （1）研修中に、急激かつ偶然な外来の事故による身体の障害を被った場合
- （2）他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含む。）を負わせた場合
- （3）他人の財物を損壊（滅失、毀損もしくは汚損）させ、本人が法律上の損害賠償責任を負った場合

(研修生受入れの通知)

第8条 全宅連は大学からの各期間における「研修生受入依頼書」に基づき、大学宛に「研修生受入通知書」を作成し通知するものとする。

(研修の中止)

第9条 受け入れ会社又は学生のどちらかの事情により研修を継続することが困難と判断する場合は、大学と受け入れ会社および全宅連が協議の上、研修を中止する。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項、疑義または変更が生じた場合には全宅連と大学が協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 本覚書の有効期間は20〇〇年〇月〇日から20〇〇年〇月〇日までの〇年間とする。

ただし、期間満了の〇ヶ月前までに全宅連及び大学のいずれからも何等の申し出がない場合には、さらに〇年間効力をもつものとし、その後もまた同様とする。

上記を証するため、本覚書を二通作成し、全宅連、大学がそれぞれ一通を保有することとする。

令和〇年〇月〇日

(全宅連) 東京都千代田区岩本町2-6-3  
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会  
会 長 坂 本 久

(大 学)